

財

団法人 滋賀県生活衛生営業指導センターでは、「出前インターンシップ」を実施いたしております。

これは、滋賀県内の高校生を対象として、理美容業、旅館ホテル業、すし店や喫茶店営業、クリーニング業などの生活衛生関係営業（略称：生衛業）の職場体験事業を、各高校の教室等へ出向いて実施するものです。

つきましては、職場体験学習の一環として、ぜひご活用下さい。

生衛業とは

「生活衛生関係営業の運営の適正化および振興に関する法律（生衛法）」で規定された飲食業、理美容業、クリーニング業、旅館ホテル業など18業種の総称であり、一般に「生衛業」と呼んでおります。これらの業種は、いずれも県民の日常生活に不可欠なサービスや商品を提供いたしております。生衛業のうち、滋賀県内で生活衛生同業組合として組織されているのは次の9業種です。

- ・理容 ・美容 ・旅館ホテル ・すし ・喫茶飲食 ・クリーニング
- ・食肉販売 ・公衆浴場（銭湯） ・興行（映画館）

財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センターとは

県内の生衛業者の融資、経理、税務、労務などの指導・経営相談を通じて経営の健全化と施設の衛生水準の維持向上をはかり、ひいては消費者の利益擁護に質することを目的として、生衛法に基づいて設立された滋賀県所管（主務課：生活衛生課）の公益法人です。

（詳しくは、ホームページ <http://shigalife.or.jp/> をご覧下さい。）

出前インターンシップの趣旨と内容について

趣旨・目的は

県内高校の在校生を対象として、「出前インターンシップ」の実施を通じて、「職場体験学習」の一環としていただくとともに、高校生の生衛業に対する職業観の向上をはかり、生衛業界の後継者育成の一助にすることを目的としております。

具体的な実施内容は

当センターでは、県内の希望校に出向いて、実演等で生衛業の実際の仕事内容を見てもらい、また、生徒に実際に体験してもらうような方式での、生衛業ならではの「出前インターンシップ」を実施いたします。これは、生衛業の経営規模や特殊性を考慮してこういった訪問形式にいたしました。

「出前インターンシップ」では、希望されます生衛業種について、こちらから講師（生衛業の営業者、当センター内に組織する経営相談員、生衛組合経営の学校講師等）を派遣いたします。また、生衛業の歴史や仕事場の様子、技術の習得や接客サービス等の話に加え、実演や体験などを実施いたします。経費等は当センターで負担いたします。

各業種の出前インターンシップの内容例



【理容業・美容業】

理容美容の歴史、カットやパーマ等の話、生徒によるカツラ（ウィッグ）を使用してのカットの実演やカーラーの体験等



【すし店】

すしの源流「ふな寿司」の話、プロによる握りずしや細工ずしの実演等



【喫茶飲食業】

喫茶店の歴史やコーヒー（エスプレッソ・カプチーノ等）の話、ドリップコーヒーの実演等



【旅館ホテル】

旅館ホテルの歴史、県内の施設紹介、接客サービスの話等



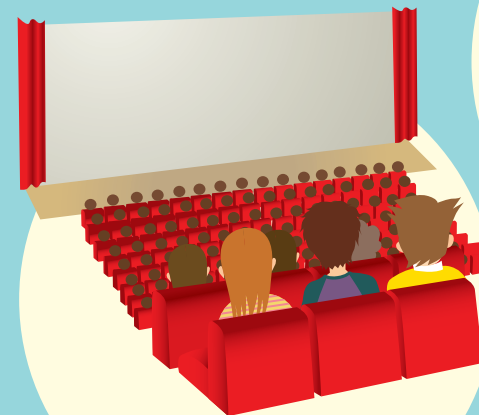
【クリーニング業】

ドライクリーニングの仕組み、繊維製品の話、プロによるアイロン掛けや家庭でできるカッターシャツのたたみ方の実演等



【食肉販売】

近江牛の話、ロース・ヒレ・サーロインなどのお肉の部位の話等



【興行（映画館）】

映画館の歴史、フィルムからデジタルへの映写技術、シネマコンプレックスの話等



【公衆浴場】

銭湯の歴史、県内の施設紹介、入浴マナー、銭湯での水中運動等

各業種共通内容として、あいさつ、接客の話等をいたします